508140028 09/26/2023

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1 Stylesheet Version v1.2 EPAS ID: PAT8187207

SUBMISSION TYPE:		NEW ASSIGNMENT	NEW ASSIGNMENT		
IATURE OF CONVEY	ANCE:	MERGER AND CHANGE OF	MERGER AND CHANGE OF NAME		
FFECTIVE DATE:		04/01/2023			
CONVEYING PARTY	DATA				
		Name	Execution Date		
BROOKMAN TECHN	OLOGY, IN	IC.	04/01/2023		
NEWLY MERGED EN		 A			
		Name	Execution Date		
TOPPAN INC.			04/01/2023		
MERGED ENTITY'S I		E (RECEIVING PARTY)			
Name:		AN INC.			
Street Address:	5-1, TA	AITO 1-CHOME, TAITO-KU			
City:	ΤΟΚΥΟ	C			
State/Country:	JAPAN	J			
Postal Code:	110-00	016			
PROPERTY NUMBE		2 Number			
Patent Number:		9923006			
Patent Number:		10652488	2488		
CORRESPONDENCE	E DATA				
		(202)478-2237			
Fax Number: <i>Correspondence wil</i>	l be sent to	(202)478-2237 o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be			
Fax Number: <i>Correspondence wil</i> <i>using a fax number,</i>	l be sent to if provided	o the e-mail address first; if that is			
Fax Number: <i>Correspondence wil using a fax number,</i> Phone: Email:	l be sent to if provideo	o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be 2028281008 info@metrolexip.com	sent via US Mail.		
Fax Number: <i>Correspondence wil using a fax number,</i> Phone: Email: Correspondent Nam	l be sent to if provideo e:	o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be 2028281008 info@metrolexip.com METROLEX IP LAW GROUP, PLLC	sent via US Mail.		
Fax Number: <i>Correspondence wil using a fax number,</i> Phone: Email: Correspondent Nam Address Line 1:	l be sent to if provided e:	o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be 2028281008 info@metrolexip.com METROLEX IP LAW GROUP, PLLC PO BOX 101210	<i>sent via US Mail.</i>		
	l be sent to if provided e:	o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be 2028281008 info@metrolexip.com METROLEX IP LAW GROUP, PLLC	<i>sent via US Mail.</i>		
Fax Number: <i>Correspondence will</i> <i>using a fax number,</i> Phone: Email: Correspondent Nam Address Line 1: Address Line 4:	l be sent to if provided e:	o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be 2028281008 info@metrolexip.com METROLEX IP LAW GROUP, PLLC PO BOX 101210	<i>sent via US Mail.</i>		
Fax Number: <i>Correspondence wil using a fax number,</i> Phone: Email: Correspondent Nam Address Line 1:	l be sent to if provided e:	o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be 2028281008 info@metrolexip.com METROLEX IP LAW GROUP, PLLC PO BOX 101210 ARLINGTON, UNKNOWN 22210-42	<i>sent via US Mail.</i>		
Fax Number: Correspondence will using a fax number, Phone: Email: Correspondent Nam Address Line 1: Address Line 4:	l be sent to if provided e:	o the e-mail address first; if that is d; if that is unsuccessful, it will be 2028281008 info@metrolexip.com METROLEX IP LAW GROUP, PLLC PO BOX 101210 ARLINGTON, UNKNOWN 22210-42 ROBERT L. SCOTT	<i>sent via US Mail.</i>		

source=Brookman_Certificate_removal#page1.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page2.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page3.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page4.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page5.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page6.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page7.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page8.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page9.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page10.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page11.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page12.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page13.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page14.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page15.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page16.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page17.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page18.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page19.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page20.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page21.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page22.tif
source=Brookman_Certificate_removal#page23.tif

CERTIFICATION

I, Mitsunobu SATO, Toranomon East Bldg. 7-13, Nishi-Shimbashil-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, do hereby certify that I am conversant with the English and Japanese languages and am a competent translator thereof, and I further certify that to the best of my knowledge and belief the attached English translation is a true and correct translation made by me of CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS.

Signed on the 15th day of September, 2023

Mitsunobu SATO

CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS

Brookman Technology, Inc.

125 Daikumachi, Naka-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka

Corporate Registration No.	0804-01-010948				
Corporate Name	Brookman Lab, Inc.				
	Brookman Technology, Inc.	Changed on April 22, 2009			
		Registered on April 30, 2009			
Principal Place of Business	3-5-1 Johoku, Hamamatsu-shi, Shizuoka				
Dusiness	3-1-7 Wajiyama, Hamamatsu-shi, Shizuoka	Moved on August 28, 2006			
		Registered on August 28, 2006			
	<u>3-1-7 Wajiyama, Naka-ku, Hamamatsu-shi,</u>	Changed on April 1, 2007			
	<u>Shizuoka</u>	Registered on April 12, 2007			
	125 Daikumachi, Naka-ku, Hamamatsu-shi,	Moved on January 19, 2012			
	Shizuoka	Registered on January 23, 2012			
Method of Public Notice	The public notice shall be given by publishing it in the official gazette.				
Date of Incorporation	February 14, 2006				
Corporate Purposes	Design of integrated circuits and contracted development and design of software; Manufacture and sale of integrated circuits; Trial manufacture of integrated circuits and evaluation of prototypes; Maintenance, use, management, and licensing of industrial property rights, know-how, and system technology; Consulting business concerning integrated circuits and software; and Any other businesses that are incidental to the preceding items. Design of integrated circuits and contracted development and design of software; Manufacture and sale of integrated circuits; Trial manufacture of integrated circuits; Trial manufacture of integrated circuits and evaluation of prototypes; Maintenance, use, management, and licensing of industrial property rights, know-how, and system technology; Consulting business concerning integrated circuits and evaluation of prototypes; Maintenance, use, management, and licensing of industrial property rights, know-how, and system technology; Consulting business concerning integrated circuits and software; Manufacture, sale, and rental of integrated circuit evaluation devices; and Any other businesses that are incidental to the preceding items. Changed on June 28, 2019 Registered on July 11, 2019				

Reference No. A171803

* Underlined sections indicate deleted items.

1 / 19

Brookman Technology, Inc.

125 Daikumachi, Naka-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka

	 <u>Conditions for exercise of stock acquisition rights</u> (1) A person to whom stock acquisition rights are acquisition rights, provided that he or she is in a the company or any of the affiliated companies of the rights. However, this shall not apply to cases justifiable reason such as retirement from office age-limit retirement. (2) In cases of death of a person to whom stock ac heir may exercise such stock acquisition rights. accordance with the conditions set forth in "Agreement" stipulated in (3). 	status of a director or an employee of the company at the time of exercising where the board of directors finds a due to expiry of tenure or mandatory equisition rights are allotted, his or her However, such exercise shall be in
	(3) Other conditions shall be as specified in ' <u>Agreement</u> " which is concluded between a person allotted and the company, based on a resolution of <u>a resolution of the board of directors.</u> <u>Grounds on which the company may acquire stock ac</u>	n to whom stock acquisition rights are the general shareholders meeting and
	 the acquisition (1) The company may acquire stock acquisition meeting of shareholders of the company approves company will become a non-surviving company transfer proposal based upon which the comp subsidiary, or a company spin-off plan or agreem become a spin-off company (if the approval of the required, the resolution of the board of directors). (2) The company may acquire stock acquisition rights fails to meet the provision of stock acquisition rights" above and becomes acquisition rights. 	a merger agreement under which the a stock swap agreement or a stock pany will become a wholly-owned ent based on which the company will general meeting of shareholders is not aghts free of charge if a person having as set forth in "Conditions for exercise unable to exercise his or her stock Issued on June 18, 2015
	All of the stock acquisition rights were cancelled on	Registered in June 19, 2015 February 21, 2023 Registered on February 27, 2023
Matters related to a Company with a Board of Directors	A company with a board of directors	Registered on May 1, 2006 under the provisions of Article 136 of Law No. 87 of 2005
Matters related to a Company with Auditors	A company with auditors	Registered on May 1, 2006 under the provisions of Article 136 of Law No. 87 of 2005
Matters related to Registered Matters	Established	Registered on February 14, 2006

*Underlined sections indicate deleted items.

18 / 19

Brookman Technology, Inc.

125 Daikumachi, Naka-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka

The company was merged into TOPPAN INC., 1-5-1 Taito, Taito-ku, Tokyo, and dissolved on April 1, 2023.	
Registered on April 7, 2023	
Removed on April 7, 2023	

I hereby certify that matters listed above are all the removed matters listed in the registry. (Jurisdiction of Hamamatsu Branch of Shizuoka District Legal Affairs Bureau) April 13, 2023 Taito Branch Office, Tokyo Legal Affairs Bureau Registrar: Hidetomo Nakaizumi (Official seal)

Reference No. A171803

*Underlined sections indicate deleted items.

19 / 19

閉鎖事項全部証明書

辯岡県浜松市中区大工町125番地 株式会社ブルックマンテクノロジ

会社法人等番号	0804-01-010948	
商号	株式会社ブルックマン・ラボ	
	株式会社ブルックマンテクノロジ	平成21年 4月22日変更
		平成21年 4月30日登記
本 店	静间県浜松市城北三丁目5番1号	
	静岡県浜松市和地山三丁目1番7号	平成18年 8月28日移転
		平成18年 8月28日發記
	静调渠纸松市中区和地山三丁目1番7号	平成19年 4月 1日変更
		平成19年 4月12日修正
	静调墨浜松市中区大工町125番地	平成24年 1月19日移転
		平成24年 1月23日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成18年2月14日	
	1 集積回路の設計およびソフトウェアの受診 2 集積回路の製造、販売業務 3 集積回路の試作および試作品評価業務 4 工業所有権、ノウハウ、システム技術の単 許諾 5 5 集積回路およびソフトウェアに関するコン 6 前各号に付帯する一切の業務	
	 集積回路の設計およびソフトウエアの受診 集積回路の製造、販売業務 集積回路の試作および試作品評価業務 工業所有権、ノウハウ、システム技術の修 諾 集積回路およびソフトウエアに関するコン 	呆全、利用、管理ならびに使用許 ∠サルタント業
	 6 集積回路評価機器の製造、販売、およびし 7 前各号に附帯する一切の業務 今和 1年 6月28日変動 	

整理番号 7171803 * 下線のあるものは抹油寒頃-

発行可能株式総数	50万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>220株</u>	
	発行済株式の総数	平成18年 4月18日変更
	<u>420株</u>	平成18年 4月20日登記
	発行済株式の総数	平成18年11月30日変更
	<u>1560株</u>	平成18年12月 1日登記
	発行済株式の総数	平成18年12月26日変更
	<u>1760株</u>	平成18年12月27日登記
	発行済株式の総数	平成23年 3月25日変更
	<u>2260株</u>	学校23年 3月28日登起
	発行済株式の総数	平成25年12月26日変更
	<u>3545株</u>	平成26年 1月 8日登記
Ĩ	発行済株式の総数	平成26年 3月28日変更
	- 1913 <u>3989株</u> - 1913-1913年 - 1913年 - 1913年	平成26年 4月10日登記
	発行済株式の総数	平成29年12月27日変更
	4749株 	平成30年 1月10日登記
	発行済株式の総数	平成30年11月28日変更
	<u>6284株</u>	平成30年11月30日登記
	発行済株式の総数	平成30年12月19日変更
	<u>6374株</u>	平成30年12月28日登記
	発行済株式の総数	令和 1年12月20日変更
	<u>6774</u> 株	令和 1年12月26日登記
	発行済株式の総数	令和 2年 3月23日変更
	<u>7344</u> #	令和 2年 4月 2日登記

整理番号 アミ71803 * 下線のあるものは抹消象項で **PFFI・**

	発行済株式の総数 1万4844株	令和 3年 3月31日変更
		令和 3年 4月14日登記
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	平成21年 4月22日廃止	平成21年 4月30日登記
	<u>当会社の株式については、株券を発行するものと-</u> 平成30年11月22日設定	<u>する。</u> 平成30年11月30日登記
	令和 3年 4月30日廃止	令和 3年 5月21日登訴
資本金の額	<u>金1100万円</u>	
	金2100万円	平成18年 4月18日変更
		平成18年 4月20日登話
	<u> 金4950万円</u>	平成18年11月30日変更
		平成18年12月 1日登記
	金5450万円	平成18年12月26日変更
		平成18年12月27日登記
	<u>金6950万円</u>	平成23年 3月25日変更
		平成23年 3月28日登記
	金1億5945万円	平成25年12月26日変更
		平成26年 1月 8日登記
	金1億9053万円	平成26年 3月28日変更
	金2〒6653万円	平成29年12月27日変更

整理番号 ア171803 * 下線のあるものは抹肉等項で

	<u> 金4億9678万円</u>	平成30年11月28日変更
		平成30年11月30日登記
	金4億9948万円	平成30年12月19日変更
		平成30年12月28日登記
	金1億1467万円	令和 1年 8月21日変更
		合和 1年 8月22日登記
	金1億2667万円	令和 1年12月20日変更
		令和 1年12月26日登記
	<u>金1億4377万円</u>	令和 2年 3月23日変更
		☆和 2年 4月 2日登記
	<u>金300万円</u>	· 分和 2年 8月20日変更
		☆和 2年 9月 2日登記
	金2億2800万円	令和 3年 3月31日変要
		合和 3年 4月14日登記
	金1000万円	令和 3年 8月20日変更
		├────────────────────────────────────
朱式の譲渡制限に 第する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を	」 受けなければならない
役員に関する 事項	取締役 松 山 武	
	取締役 松山武	平成20年 4月21日重任
		→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→
	取締役 松 山 武	平成22年 4月30日重任
		平成22年 5月10日登記
		平成23年 6月28日辞任
		平成23年 7月11日登記

整理番号 ア171803 * 下線のあるものは抹活象項:

取締役		t Ké		
取締役		ej B	<u>.</u>	平成20年 4月21日重任
				平成20年 4月28日登記
取締役		村隆		平成22年 4月30日重任
				平成22年 5月10日登記
取締役	<u></u>	时隆	<u>\$</u>	平成24年 6月29日重任
				平成24年 7月 6日登記
取締役	<u>, </u>	村 隆	<u>俊</u>	平成26年 6月20日重任
				平成26年 7月 2日登記
取締役	<u>&</u>	村 隆	<u>@</u>	平成28年 6月24日重任
				平成28年 7月 6日登記
				平成30年 6月21日退任
				平成30年 7月 4日登記
<u>取締役</u>		人禅	2,22 ⁴ , 	
收締役	<u></u>	人祥		平成20年 4月21日重任
				平成20年 4月28日登記
取締役	<u></u>	人祥		平成22年 4月30日重任
				平成22年 5月10日登記
取締役	ý <u>m</u>	人祥	······	平成24年 6月29日重任
				平成24年 7月 6日登記
取締役		人祥		平成26年 6月20日重任
				平成26年 7月 2日登記
型總役		人祥		平成28年 6月24日童任
				平成28年 7月 6日登記

整理番号 ア171803 * 下線のあるものは抹活率項マ

收额役	川人祥二	平成30年 6月21日重任
		平成30年 7月 4日登記
取締役	<u>川 人 祥 二</u>	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月31日登記
取締役	川 人 符 美	令和 4年 6月24日重任
		令和 4年 7月 8日登記
取締役	石村和濟	
取締役	石村和満	平成20年 4月21日重任
		平成20年 4月28日登記
取締役	石村和清	平成2.2年 4月30日重任
		平成22年 5月10日登記
取締役	石村和満	平成24年 6月29日重任
		平成24年 7月 6日登記
收締役	石村和清	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
取締役	石村和清	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 6日登記
取締役	石村和濟	平成30年 6月21日重任
		平成30年 7月 4日登記
		令和 2年 6月23日退任
		令和 2年 7月31日登記
取締役	<u>者 (i) 歌</u>	平成19年 7月30日就任
		平成19年 7月31日登記
	<u>青 山 思</u>	平成20年 4月21日重任
		平成20年 4月28日登記

整理番号 ア171803 * 下級のあるものは抹消事項で

 取締役	裔	1.11	112>	平成22年 4月30日重任
<u>(14 00) 12</u>	<u>m</u>	1.4	- 4922 	
				平成22年 5月10日登記
取締役)	ш		平成24年 6月29日重任
				平成24年 7月 6日登記
取締役	<u>Ř</u>	<u>tů</u>	褧	平成26年 6月20日重任
				平成26年 7月 2日登記
<u>取締役</u>	齎	ŵ	W.	平成28年 6月24日重任
				平成28年 7月 6日登記
取締役	青	ш	<u></u>	平成30年 6月21日重任
				平成30年 7月 4日登記
取締役	灣	ш	<u></u>	令和 2年 6月23日重任
				令和 2年 7月31日登記
取締役	青	L!!!	æ	今和 4年 6月24日重任
				令和 4年 7月 8日登記
取締役	*	鍾	鱎	平成23年 6月28日就任
				平成23年 7月11日登記
取締役	<u>*</u>	鍾	in the second se	平成24年 6月29日重任
				平成24年 7月 6日登記
				平成24年 8月31日辞任
				平成24年 9月 5日登記
取締役	佐	* *	涯 明	平成27年 6月26日就任
				平成27年 7月 9日登記
取締役	<u>Æ</u>	* *	正明	平成28年 6月24日重任
				平成28年 7月 6日登記
				平成30年 6月21日退任
				平成30年 7月 4日登記

整理番号 ア171803 * T線のあるものは抹活事項で **BFFI**・

				1	ander og en			an a		
	取締役	<u>*</u>	田尚	徳		平成 2	7年	6月2	6 E	1就任
						平成 2	7年	7月	9 E	1登記
	取締役	太	田翁	徳		平成2	8年	6月2	4 E	l重任
						平成2	 8年	7月	6 E	登記
						平成3	0年	6月2	1 E	I退任
						平成3	0年	7月		登記
	取締役	*	#	鯼		平成 3	0年	6月2	1 E	1就任
			이름 역시 - 유민 문국 - 국민 문국 (1			平成3	 0年	 7 川	4 E	登記
	取締役	<u> </u>	#	健		夺和	2年	6月2	3 E	1重任
						合和	2年	 7月3	 1 E	। 🕸 हैट
	取締役	*:	*	健		合和	4年	6月2	4 E	l童任
						合和	4年	7月	 8 E	 登記
	收締役	<u>;12</u>	鼻利	明		平成 3	0年	6月2	1.6	iite:
						平成 3	0年	7月	 4 E	1 2 2
	<u>取締役</u>	<u>11</u>	鼻利	购		令和	2年	6月2	3 E	重任
						令和	2年	7月3	—— 1 Ė	登記
						台和	3年	3月3	0 E	辞任
						 合和i	——— 3年	- - 4月1	4 E	 登記
	取締役	裔	野哲	也		平成3	0年	6月2	1 E	就任
						平成 3	0年	7月	 4 E	
						合和	2年	3月3	1 E	辞任
						 合和	 2年	· 4月	 2 E	一發記
	取締役	(jii	祝太	<u>é</u> s		令和	1 年	6月2	8 E	就任
						 合和	 1年	 7月1		登記
	取締役	()*	款 太	en:		令和	2年	6月2	3 6	重任
240	AX 910 1.4									

整理番号 ア171803 🔹 下線のあるものは非洲事項で

3年 3年 3年 4年 4年 3年 3年 4年	1月26日辞(2月2日登記 3月30日就(4月14日登記 6月24日重(7月8日登記 3月30日就(6月24日重(7月8日登記 6月24日重(7月8日登記 6月24日重(7月8日登記 6月24日重(7月8日登記
3年 3年 4年 4年 3年 3年 4年 4年	 3月30日就(4月14日登) 6月24日重(7月8日登) 3月30日就(4月14日登) 6月24日重(
3年 4年 4年 3年 3年 4年 4年	4月14日發言 6月24日重(7月 8日登言 3月30日就(4月14日登言 6月24日重(
4年 4年 3年 3年 4年 4年	 6月24日重(7月 8日登) 3月30日就(4月14日登) 6月24日重(
4年 3年 3年 4年 4年	7月 8日登 3月30日就 4月14日登 6月24日奎
3年 3年 4年 4年	3月30日就(4月14日登) 6月24日重(
3年 4年 4年	4月14日登i 6月24日重f
4年 4年	6月24日重
4	
	7月 8日登
3年	
	3月30日就自
 3年	4月14日登記
4年	6月24日重
4年	
9年	4月 1日変
 9年	4月 9日修i
20年	4月21日重
10年	4月28日發行
2年	4月30日退日
?2年	4月30日就1
•	 5月10日登i
? 2 年 ———	0701 U L St
?2年 ?2年	6月29日重
2	22年

整理番号 ア171803 * 下線のあるものは抹肉寒増で

PATENT PATENT REEL: 065027 FRAME: 0641

受知県稲沢市國府宮一丁目3番20-1002	平成26年 6月20日重任
<u>芝</u> 代表取締役 <u>青 山 </u>	平成26年 7月 2日登記
愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002	平成28年 6月24日重任
<u>号</u> 代表取締役 <u>青 山 聡</u>	平成28年 7月 6日登記
愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002	平成30年 6月21日重任
<u> </u>	平成30年 7月 4日登記
愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002 昇	令和 2年 6月23日重任
<u>芝</u> 代表取締役 <u>青 山 乾</u>	令和 2年 7月31日登記
愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002 号	令和 4年 6月24日重任
っ 代表取締役 青山 聡	令和 4年 7月 8日登記
與松市中区広沢一丁目22番12号靜岡大学広 沢宿会1-14	平成23年 2月 1日就任
代表取締役 川 人 梓 二	平成23年 2月 8日登録
静阔県浜松市中区広沢二丁目2番13号 代表取締役 川 人 祥 二	平成23年11月 5日住所 移転
in an	平成24年 1月23日登記
静洞県浜松市中区広沢二丁目2番13号	平成24年 6月29日重任
代表取締役	平成24年 7月 6日登記
静阔県浜松市中区広沢二丁目2番13号	平成26年 6月20日童任
代表取締役 <u>川 人 祥 二</u>	平成26年 7月 2日登記
静阔県浜松市中区広沢二丁目2番13号	平成28年 6月24日重任
代表取締役 川 入 祥 三	平成28年 7月 6日登記
静岡県浜松市中区広沢二丁目2番13号 代表取締役 川 人 祥 二	平成30年 6月21日重任
<u>代表取締役</u> <u>川人祥二</u>	平成30年 7月 4日登記
静阔麂浜松市中区広沢二丁目2番13号 代表取締役 川 人 祥 二	令和 2年 6月23日重任
	令和 2年 7月31日登記

整理番号 ア171803 🔹 下線のあるものは抹消事項で

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		令和 3年 3月30日辞任
		令和 3年 4月14日登記
<u>監査役</u>	<u> * E A</u>	
監査役	<u>林 正 浩</u>	平成22年 4月30日重任
		平成2.2年 5月10日登記
		平成23年 6月28日辞任
	總部署 帶面的 新学師 医内状外外的 外部署 医基苯基氏菌素 电分子分子	平成23年 7月11日登記
監査役	鈴木俊充	平成23年 6月28日就任
		平成23年 7月11日登記
		平成2.4年 6月2.9日辞任
		平成24年 7月 6日登記
<u>監査役</u>	松山武	平成23年 6月28日就任
		平成23年 7月11日登記
<u>監査役</u>		平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 9日登記
		平成28年 7月 4日辟任
		平成28年 7月 6日登記
監査役	中 嶋 哲 司	平成28年 6月24日就任
		平成28年 7月 6日登記
		令和 1年 6月28日辞任
		令和 1年 7月11日登記
監察役	·····································	令和 1年 6月28日就任
	의 전문법에 의상되었는 속 수 있는 유민은 정도 전문 전문 전도 등 등 수 전 전문 수 있는 전문을 전문 등 수 있	令和 1年 7月11日登記
監査役	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月31日登記

整理番号 ア171803 * 〒線のあるものは林檎事項、

取締役等の会社に	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる
対する責任の免除	取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、
に関する規定	取締役会の決議によって免除することができる。
	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる
	監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、
	取締役会の決議によって免除することができる。
	平成24年 6月29日設定 平成24年 7月 6日登記
非業務執行取締役	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任
等の会社に対する	務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
責任の制限に関す	ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定
る規定	のる金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任
	務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
	ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定
	める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
	平成24年 6月29日設定 平成24年 7月 6日登記
	当会社は、取締役(業務執行役員等であるものを除く)との間で、会社法第
	427条第1項の規定により、当該取締役との間で、法令に定める額を限度と
	して、当該取締役の責任を限定する契約を締結することができる。
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、法令に
	定める額を限度として、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。
	令和 1年 6月28日変更 令和 1年 7月11日登記
新株予約権	第1回新株予約権
	新株子約権の数
	(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の目
	的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)
	1110個
	(新株子約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株子約権の目
	的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)
	平成30年12月19日変更 平成30年12月28日登記
	(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の目 的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)
	<u> </u>
≷	1400
ti Alternationale and a second	13000000000000000000000000000000000000
n de ginagin Se de la tracta de la composición de la	的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)
	令和 2年 3月23日変更 令和 2年 4月 2日登記
an sa an tha	新株子約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
t shekila	当社普通株式 1200株
	なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う
	場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、
	かかる調整は、本新株子約権のうち、当該時点で権利行使していない新株子
	約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数
	が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	調整後株式数=調整前株式数×株式分割(または株式併合)の比率
	また。当社が他社と合併を行い本件新株子約権が承継される場合、または、
整理番号 ア1-7	
markany () ()	1803 * 下線のあるものはは常常集合で REEL: 065027 FRAME: 06
	-

	当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換ま
	たは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式
	当社普通株式 1110株
	なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う
	場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、
	かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予
	約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数
	が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、
	当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換ま
	たは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式
	の数の調整を行う、
	平成30年12月19日変更 平成30年12月28日登記
	当社普通株式 710株
	なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う
	場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、
	かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株子
	初権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数
	が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	調整後株式数=調整前株式数×株式分割(または株式併台)の比率
	また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、
	当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換ま
	たは株式移転を行い新株子約極が承継される場合、当社は必要と認める株式
	の数の調整を行う。
	令和 1年12月20日変更 令和 1年12月26日登記
	当社普通株式 140株
	なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う
	場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、
	かかる調整は、本新株子約権のうち、当該時点で権利行使していない新株子
	約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数
	が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	調整後株式数=調整前株式数×株式分割(または株式併合)の比率
	また、当社が他社と合併を行い本件新株子約権が承継される場合、または、
	当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換ま
	たは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式
	の数の調整を行う。
	令和 2年 3月23日変更 令和 2年 4月 2日登記
	募集新株子約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	新株手約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使
	により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使
	価額」という。)に上記「新株子約権の数」に定める新株子約権1個の株式
	数を乗じた金額とする。
	行使価額は金60、000円とする。
	なお、新株子約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社
	が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次
	の算式により行使価額を調整し、調整により生する1円未満の端数は切り上
	₩Z. ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL AL
理番号 アルフ	1803 * F総のあるものは体別事項で PATENT ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^
	REEL: 065027 FRAME: 06

	調整後行使価額=調整前行使価額×
	株式分割(または株式併合)の比率
	また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権
	(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換で
	きる証券の転換による場合を除く。)または自己株式の処分をする場合、次
	の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上
	N. W.S. , and the second
	新規発行×1株当たり
	林式数 払込金額
	既発行株式数十
	調整前行使価額
	調整後行使伽穎=調整前行使価額×
	既発行株式数 + 新規発行株式数
	前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が
	保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、
	「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
	<u>さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、</u>
	その他これちの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由
	が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、
	合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
	新株子約権を行使することができる期間
	平成25年3月25日から平成32年3月24日まで
	但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日
	<u>2+8,</u>
	新株予約権の行使の条件
	① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当
	社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り
	新株子約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任。定年退
	職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
	② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約
	権を行使することができる。ただし、③で規定する「新株子約権割当契約」
안영을 가지 않	に定める条件による。
	③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株
14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 -	予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定め
	<u> 38536438.</u>
	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
	① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契
	約審または株式移転の議業、もしくは当社が分割会社となる会社分割につい
di Karanjan di Wang di	ての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要
	しない場合は取締役会決議)がなされたときは、新株予約権を無償にて取得
학교의 신문화	<u>することができる。</u>
1 - A - A - A - A - A - A - A - A - A -	② 新株子約権者が、上記「新株子約権の行使の条件」に定める規定に基づ
	く新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権が行使できなくなった場
	合は、新株子約権を無償で取得することができる。
	2017 - Charles Charles (Charles Charles
	平成23年 3月25日発行
	en e
	② ····································

整理番号 アトラトをひる * 下級のあるものは採油率項:

	令和2年3月25日行使期間満了 令和 2年 4月 2日登記
	第2回新株子約権
	<u>************************************</u>
	入 71個
	新株子約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
	会社普通株式 71株
	なお、会社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)又は株
	式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとす
	る。ただし、かかる調整は、本新株子約権のうち当該時点で権利行使してい
	ない新株子約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株
	未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
	調整後株式数=調整前株式数/× 分割(又は併合)の比率
	上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権の目的たる株式
	の数を、調整前の各本新株子約権の行使価額の総額を調整後の行使価額で除
	した株式数に調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数
	はこれを切り捨てる。
	募集新株子約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
	<u>無償</u>
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
	(1) 当初主株につき、金140,000円(以下「行便価額」という。)
	(2) (3) の第1号から第3号までに掲げる事由により、行使価額の調整
	の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調
	整式」という。)をもって調整する。
	現発行 調整前 新発行 1株当り
	調整後 株式数 × 行使価額 + 株式数 × 払込金額
	行使価額 =
	既発行株式数 + 新発行株式数
	2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、
	小数第1位を四捨五入する。
	3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合は
	その日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日 の前日における会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)とする。
	4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株 発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の
	<u> 地切に代えて日に体れを移転する場合わよい自己体れを処プする場合の</u> 当該自己株式数を含むものとする。
	5 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、
	3 11以前電動電気、ビディングは気圧動は、新株子約権の場合、 新株子約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との
	合計額の1株当りの額とする。
	(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価
	類の適用の日は、次の各号に定めるところによる。
	1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって
14444	普通株式を発行し又は移転する場合
	調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場
	合はその日の翌日以降これを適用する。
	2 株式の分割により普通株式を発行する場合
	イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これ
	を適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件と
	してその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所
	定の承認機関で決議する場合で、当該剩余金の資本金組入れの決議を
	CALLER COMPANY AND COMPANY AND CALLER AND

REEL: 065027 FRAME: 0647

	<u> 一 てる株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とす</u>
	る場合には、調整後の行使師額は、当該剰余金の資本金組入れの決議
	<u>をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</u>
	□ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の
	翌日から当該剰余金の資本会組入れの決議をした株主総会の終結の日
	までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通
	株式を発行する。 「潮熱熱気体原類」 潮熱炎なた体体類、 公潮液効なた体体剤、 トリング
	(調整前行使価額ー調整後行使価額) ※調整前行使価額により当該
	温馨後行使価額
	この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整
	後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。
	3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通
	株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この
: '' '' '' '' '' '' '' '' '' '' '' '' ''	号において同じ。)を発行する場合
	調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主都当日があ
	る場合はその日に、発行される新株学約権の全部が行使なされたものと
	みなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
	(4) (3)の第1号から第3号までに掲げる自由のほか次の各号に該当す
	る場合は、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにそ
	の事由、調整後の行使師額及び適用の日、その他必要な事項を届出した
	うえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。
	1 合併、会社分割。資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の
	調整を必要とするとき。
	2 前号のほか会社の発行済株式数(自己株式数を除く、)の変更又は変
	更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とすると
	3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通
	株式の新株子約権(新株子約権付社儀に付されたものを含む。以下この
	号において同じ、)を発行する場合で、その新株予約権の行使請求期間
	が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除
	新株予約権を行使することができる期間
	平成26年6月27日から平成33年6月30日まで(権利行使請求期間の
	最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)
	新株予約権の行使の条件
	$\frac{T_{\rm c}}{\Delta t} = \frac{1}{1000} \frac{1}{1000} \frac{1}{1000} \frac{1}{1000} \frac{1}{10000} \frac{1}{10000} \frac{1}{10000} \frac{1}{10000} \frac{1}{10000} \frac{1}{100000} \frac{1}{100000} \frac{1}{1000000} \frac{1}{10000000000000000000000000000000000$
	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
en e	
8월 1987	平成26年 6月27日発1
A A DA	
	平成26年 7月 2日登
	Ade 2 do 7 H 1 H 2 M H WWW W 72
	令和3年7月1日行使期間满了
	▶ ····································
	(W)] (7) (W) [1] (X) (2) (2)
lettere setter	<u>第3回新株予約権</u> 在公司法律部署的主义。在1997年代的公司
••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	

整理番号 ア171803 * 下線のあるものは抹渋事項で RFFI:(

新株予約権の数	
$\frac{300 @}{(新姓圣知德王卿本本 8 の日的しかえ) 生物(14) また) 女性又的なの$: ::::::::::::::::::::::::::::::::::::
(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の) 的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)	Ē
新株子約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
当社普通株式 300株	
なお、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。)または株式併行	
を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。1	
だし、かかる調整は、本新株子約権のうち、当該時点で権利行使していない	
新株子約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	前
調整後株式数=調整前株式数×株式分割(または株式併合)の比率	
また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、またに	t.
当社が会社分割を行う場合。ならびに、当社が完全子会社となる株式交換。	
たは株式移転を行い新株子約権が承継される場合、当社は必要と認める株式	Ę.
の数の調整を行う。	
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定力法又は払込を要しないとする	fi -
<u>無償</u> 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	
A新株子約権の行使に際して出資される財産の価額とはての算足力法 各新株子約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株子約権の行作	\$5
により交付を受けることができる株式1株当たりの私込金額(以下、「行作	
価額」という。)に上記「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式	
数を乗じた金額とする。	~
<u>行使価額は金140、000円とする。</u>	
なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社	
が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、ど	
の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り」 げる。	
調整後行使師額=調整前行使脈額×	
株式分割(または株式併合)の比率	
また。割当日後、当社が行使師額を下回る師額で新株式の発行(新株予約	
権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換	8
できる証券の転換による場合を除く。)または自己株式の処分をする場合、 次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り	
$\frac{\sqrt{2\pi}\sqrt{2\pi}\sqrt{2\pi}\sqrt{2\pi}\sqrt{2\pi}\sqrt{2\pi}\sqrt{2\pi}2\pi$	/ 10. 77 - 3
株式数 × 行使価額、+、株式数 × 私込金額	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
既発行株式数 + 新規発行株式数	
前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が	î.
保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の進分を行う場合には、	
「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合	
こうに、光行日以降、自社が資本が減少、合併または営仕力割を行う場合 その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由	
が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ	
合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。	<u></u>
新株子約権を行使することができる期間	
平成29年6月18日から平成36年6月17日まで	
但し、行使期間の最終目が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日	[
とする。	

REEL: 065027 FRAME: 0649

	 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権対 社関係会社の取締役または従業員のいずれ、 新株予約権を行使することができる。たた1、 職その他取締役会が正当な理由があると認。 ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡 権を行使することができる。ただし、③です に定める条件による。 ③ その他の条件は、株主総会決議及び取込 予約権の割当てを受ける者との間で締結す。 ③ その他の条件は、株主総会決議及び取込 予約権の割当てを受ける者との間で締結す。 ③ その他の条件は、株主総会決議及び取込 予約権の割当てを受ける者との間で締結す。 ③ さんぜの条件は、株主総会決議及び取込 予約権の割当てを受ける者との間で締結す。 ③ さんぜの条件を取得することができる事。 ③ 当社が消滅会社となる合併契約書、当 約書または株式移転の議案、もしくは当社。 ての分割計画書・分割契約書について株主記 しない場合は取締役会決議)がなされたと することができる。 ③ 新株予約権者が、上記「新株予約権の く新株予約権の行使の条件を満たさす、新 合は、新株予約権を無償で取得することが。 	かの地位を有している場合に限り し、任期満了による退任、定年退 のた場合はこの限りではない。 した場合、その相続人は新株予約 規定する「新株予約権割当契約」 審役会決議に基づき、当社と新株 る「新株予約権割当契約」で定め 事及び取得の条件 性が完全子会社となる株式交換契 が分割会社となる会社分割につい 総会の承認(株主総会の承認を要 きは、新株予約権を無償にて取得 行使の条件」に定める規定に基づ 集予約権が行使できなくなった場 できる。
	令和5年2月21日新株子約權全部消却	平成27年 6月19日登記 令和 5年 2月27日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社に 関する事項	離查役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成18年 2月14日登記
	令和5年4月1日東京都台東区台東一丁目5 解散	 番1号凸版印刷株式会社に合併し 令和 5年 4月 7日登記 令和 5年 4月 7日閉鎖

整理番号 ア171803 * F線のあるものは非許事項で REFI:00

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書 前である。 (静岡地方法務局浜松支局管轄) 令和 5年 4月13日 東京法務局台東出委所 登記官 中泉英知



1 G

整理番号 ア1718()3 * 下線のあるものは抹消券項

PATENT REEL: 065027 FRAME: 0651

RECORDED: 09/26/2023

静岡県浜松市中区大工町125番地 株式会社ブルックマンテクノロジ